

11月は児童虐待防止推進月間です

～189(いちはやく) 知らせて守る こどもの未来～

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。虐待は子どもの心身に重大な影響を与え、健やかな成長・発達を妨げます。虐待を受けたと思われる子どもがいたら、またご出産や子育てに悩んでいたら、児童相談所や町保健福祉課に連絡してください。あなたの連絡や相談が子どもを守るとともに子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

児童虐待とは…?

身体的虐待

なく け たた おほ
殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外にしめだす など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置する など

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう (DV) など

児童虐待かもと思ったら
すぐにお電話ください。

あなたの1本のお電話で
救われる子どもがいます。

連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



いち はや く
1 8 9

お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 担当：木村 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

令和3年2月1日から証明書のコンビニ交付サービスが始まります

マイナンバーカードを利用して各種証明書が夜間や休日でも取得できるようになります。申請書を記入することなく簡単な端末の操作で証明書ができます。手数料も、窓口料金よりお安くなります。

●証明書コンビニ交付サービスとは

全国のコンビニエンスストアなどの各店舗内に設置されているマルチコピー機を利用して住民票の写し等の各種証明書を交付するサービスです。鏡野町では、このサービスを令和3年2月1日から開始します。

●利用するときに必要なもの

マイナンバーカード (利用者用電子証明書の暗証番号：数字4ケタ)



●サービスの種類

証明書の種類	利用できる方
住民票の写し	鏡野町に住民登録がある15歳以上の方
印鑑登録証明書	鏡野町に住民登録があり印鑑登録をしている方
所得課税証明書	鏡野町に住民登録があり、鏡野町で個人住民税が課税されている方 ※未申告の方などは交付できないこともあります

●証明書の手数料

証明書の種類	手数料	交付できる範囲
住民票の写し	1通 150円	本人・同一世帯員
印鑑登録証明書	1通 150円	本人
所得課税証明書	1通 150円	本人の現年度分



●利用できる店舗

コンビニ：セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ポプラ

スーパー：イオンリテール(イオン津山等)、山陽マルナカ(院庄店等)、マックスバリュ西日本(ザ・ビッグ等)、ニシナ

●利用可能時間

午前6時30分から午後11時まで

(12月29日～1月3日及びメンテナンス日を除く)

お問い合わせ先 住民税務課 住民窓口係 担当：築山
電話(0868)54-2985